２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第五百四十四号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項の規定に基づき、次のように輸入業者の住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年四月四日

農林水産大臣　江藤　拓

１　輸入業者の住所の変更

登録番号　輸第11623号、輸第11721号、輸第11722号、輸第11723号、輸第11742号、輸第11981号、輸第12932号、輸第13013号、輸第13278号、輸第13931号、輸第100086号、輸第100459号、輸第100818号、輸第101050号、輸第101087号、輸第101328号、輸第101329号、輸第101502号、輸第101935号、輸第102303号、輸第104220号、輸第104221号、輸第104263号、輸第104381号、輸第104427号、輸第105789号、輸第106350号、輸第106989号、輸第107367号、輸第109048号

変更前　東京都千代田区神田司町二丁目10番地

変更後　東京都千代田区内神田三丁目24番４号９STAGEKanda４階

○農林水産省告示第五百四十五号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年三月十二日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年四月四日

農林水産大臣　江藤　拓

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24955	キャプタン水和剤	ホクコーオーソサイド水和剤８０	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一
24956	ペノキススラム・ペンタゾン水和剤	ワイドパワーフロアブル	〃

○経済産業省告示第五十二号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和七年四月四日

経済産業大臣　武藤　容治

災害名	地域	指定の期間
令和七年岩手県大船渡市における大規模火災に係る災害	岩手県	
	大船渡市	令和七年二月二十六日から令和七年七月三日まで

○防衛省告示第八十号

自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。

令和七年四月四日

防衛大臣　中谷　元

信号符字	番号	名称	取消年月日
ＪＳＰＭ	六八四	なおしま	令和七年三月十二日
ＪＳＶＩ	三六〇九	みちしお	令和七年三月十四日
ＪＳＯＺ	三五二〇	はたかぜ	令和七年三月十七日

○関東地方整備局告示第百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月四日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　草加都市計画道路事業三・三・七十七号三郷流山線

三　事業施行期間　自令和七年四月四日至令和十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　埼玉県三郷市大字半田字上ノ割、字五反田及び字七反田、大字采女新田字會野谷並びに新三郷ららシティ三丁目並びに埼玉県吉川市大字道庭字堤外地内

使用の部分　埼玉県三郷市新三郷ららシティ三丁目並びに埼玉県吉川市大字道庭字堤外及び美南三丁目地内

○中部地方整備局告示第五十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において、次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月四日

中部地方整備局長　佐藤　寿延

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四百七十五号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山県市大字西深瀬字狐襖九九四番一から本巣市三橋字三本木二五番四まで	前	一二・〇〇～三一二・五〇メートル	一一・七七～三四二・七五キロメートル
	後	一二・七四九メートル	一一・七四九キロメートル

㈣　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月四日から二週間中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月四日

中部地方整備局長　佐藤　寿延

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百七十五号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
山県市大字西深瀬字狐襖九九四番一から本巣市三橋字三本木二五番四まで	一八・一二～二五六・七九メートル	一二・七四九キロメートル

四　指定する期日　令和七年四月四日

○中部地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月四日

中部地方整備局長　佐藤　寿延

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百七十五号	山県市大字西深瀬字森五八二番二から本巣市三橋字三本木二五番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月六日十五時